

2018年度事業計画

NPO 法人鈴の音福祉会

1 事業方針

本施設は、平成 20 年 4 月 1 日に NPO 法人鈴の音福祉会として設立され、豊前市の障害者支援の関連事業を積極的に実施しています。

障害者の自立と社会参加を積極的に促すための努力をし、物理的障壁、制度障壁、文化情報における弊害などを除き、障害者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりを目指しているところです。そのためには、幅広い分野の取り組みを要するとともに行政はもちろん、社会のすべての構成員が障害者問題を理解し、主体的に取り組んでいく必要があります。このような全員参加による取り組みをするためには、地域住民はもとより企業、商店等にも広く啓発、広報の充実が求められています。そのことは、いわゆる障害者による不利益の責任が個人や家族に帰せられることなく、障害に基づく様々な不利益が障害者に偏在している不平等を解消し、平等な社会を実現する事を求めているものだと考えます。

平成 28 年度の「豊前市障害者計画」の長期計画(計画期間平成 28~平成 38 年度)にある『障害の「ある」「なし」にかかわらず、すべての市民が共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現』や第 5 次豊前市総合計画に位置づけられた豊前市地域福祉計画(平成 30 年から平成 34 年度の 5 年間)にある「地域のつながりからはじまる人づくり」「安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり」「福祉サービスの利用に向けた仕組みづくり」の基本目標にそって、市と協力しながら公共の構成機関の構成員の一人として取り組みます。

長年「すずの家」の事務所として且つ障害の有無にかかわらずみなが自由に集い語り合う場として利用してきた旧豊前郵便局の建物の老朽化による危険回避のため、平成 30 年 5 月 14 日に当地(旧休日急患センター)に転居しました。利用者の利便性を最優先に考えながら、一人でも多くの障害者や地域の方が利用できるよう新たな発想で「すずの家」を活用していきます。

「すずの家」における「特定指定相談支援事業」「指定障害児相談支援事業」の現在の対象者は「身体障害者」と「知的障害者」であり、これまで「精神障害者」の相談事業を行っていませんでした。今年度は、「すずの家」を有効かつ効果的に活用するためにも、新たに「精神障害者」の相談事業を行えるよう、県に認定申請の手続きを行っていきます。

2 事業計画

この事業計画は、前年度と大きく変化はありませんが、基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎます。また、障害の有無にかかわらず、お互いに支え合い助け合いながら、今住んでいる地域で安心して暮らしていけるような地域社会の実現を目指します。

(1) 障害者や何らかのハンディキャップを持つ人に対する就労支援事業

障害者の就業・自立を計るため、相談活動を充実すると共に近隣市町の就労・生活支援センターや、ハローワーク、福岡県障害者職業センター等と連携を取り、受け入れ先の開拓や生活支援の充実を図ります。

現在「すずの家」での就労支援事業は、古紙・廃食油回収は 2017 年 3 月以来休止になっていますが、「すずの家」移転にともない、場所の確保が困難なため活動再開は難しいと思われます。障害者の就労に向けた支援のあり方については、理事会において継続して検討していきます。

(2) 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業(受託事業)

■ 豊前市障害者地域生活支援センター「すずの家」管理運営事業

移転により市の中心部から少し遠くなりましたが、今後とも地域に開かれたセンターを目指し、障害の有無に関わらず誰もが立ち寄れる居場所作りに努めます。また、福祉体験学習の受け入れや各種講座を開催していきます。

インターネット無料開放につきましては、近年のスマホ等の活用により利用者激減のため中止をすることにしました。

■ 豊前市障害者社会参加促進事業（点字講座、手話講座、郷土史・絵手紙・フットサル教室等）

各教室及び講座は、陶芸教室以外例年通り開催します。陶芸教室は、この4年間受講生が一人であったこともあり、豊前市より見直しを求められていました。関係者とも話し合い、平成29年度を持って教室を閉じることにしました。平成30年度後期には、陶芸教室に代わる新たな教室の開講に向け、利用者のニーズにそった教室の開講を目指します。引き続きパンフレット等で募集を続けて参ります。

点訳事業も継続し、視力障害者の方々のニーズに合わせ、点訳を進めていきます。点訳した図書については、有効活用のため豊前市立図書館に寄贈することにします。

■ 豊前市障害者生活訓練事業（パソコン・料理教室）

障害者パソコン教室では、Word、Excel、に加え今年度からPowerPointも、入門課程からレベルアップ講座まで、受講生のニーズに合わせた、きめ細かい対応を行っていきます。

障害者料理教室は、引き続き受講生の希望に合わせたメニューやレシピでの調理方法の指導、又昨年より作り置き食材など受講生の日常の食生活に工夫できるようまた、障害に応じた調理器具の紹介等も行っていきます。

(3) 障害者総合支援法に定める相談支援事業（受託事業）

豊築自立支援協議会の設立以来、毎月の相談部会において個別支援会議の報告、

困難事例の検討、専門委員会の設置等、一事業所では難しかった対応がネットワーク化されたことにより、更なる充実が図れるようになりました。

今年度も、権利擁護に関する支援、悪質・多様化する消費者トラブルの解決、施設入所等、相談者一人ひとりのニーズを漏れなく拾い集め、他の事業所との連携を図り、すべての相談に対応していきます。

(4) 障害児学童保育所運営事業（受託事業）

2011年度より築城特別支援学校に高等部が設立されたことに伴い、学童保育所での高等部生徒の受け入れを開始しています。今年度も子供たちが安心かつ安全でのびのび過ごせるような運営を行っていきます。

(5) 障害者スポーツのイベント、企画、実施事業

ふうせんバレー、ボーラーやフットサルなどの障害者が楽しめるスポーツを、継続して市民に広めています。